

一般社団法人システムイノベーションセンター 会員規程

2019年1月8日 制定

2019年3月1日 改正

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人システムイノベーションセンター（以下「本センター」という。）定款第5条、第6条及び第7条に基づき、会員資格と会費に関する詳細を定める。

(会費)

第2条 会員は、年度ごとに次の会費を前納しなければならない。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 正会員 | 1口20万円、1口以上 |
| (2) 学術会員 | 無料 |
| (3) 個人会員 | 5千円 |

2 正会員の会費口数は、年度ごとに変更することができる。

(会員の特典)

第3条 正会員においてはその代表が指定する個人及びその他の会員本人は、本センターの各種委員会、ワーキンググループの委員として活動することができる。

2 2口以上の会費を納入した正会員は、学術協議会の構成員から助言を得ることができる。

(入会手続き)

第4条 会員になろうとする者は、別途定める入会申込書を提出しなければならない。

2 学術会員は、実行委員会の推薦に基づいてセンター長から委嘱を受けた者が、入会申込書を提出する。

(年度途中の入会)

第5条 本センターの事業年度開始後6ヶ月以上を経過して入会した会員については、当該事業年度分の会費を所定の金額の半額とすることができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、社員総会の決議によって行う。

附則

1 本規程は、本センターの設立の登記の日から施行する。